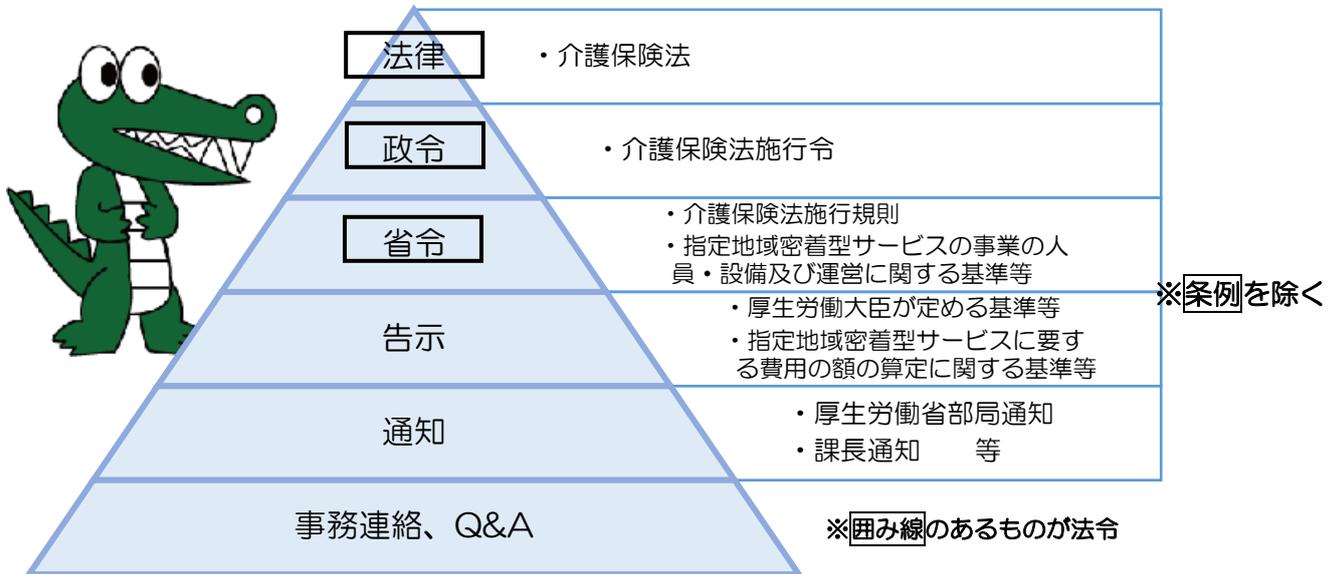


介護保険制度に係る 法令等とは？

介護保険制度に係る法令等は、法律を頂点とするピラミッドのような構造になっていて、その効力は、上位のものほど強くなります。



法律：国会の議決を経て制定され、憲法・条約は別として、法令体系の頂点にあるもの。

政令：憲法及び法律の規定を実施するためのものと、法律の委任に基づくものがあり、内閣が制定する。

省令：各省の大臣が法律または政令の施行に伴い、又は、それらの特別な委任に基づいて発する命令。

告示：公の機関が法律の規定に基づき告示を必要とする事項を規定したもので、法的拘束力がある。

通知：法令の解釈、運用、行政執行の方針に関するもの。

事務連絡：通知ほど重要性及び緊急性等はないが、命令または示達されるもの。

「介護保険最新情報」を活用して発出されることもある。

Q&A：各種法令や告示、通知において規定されている事項について、個別・具体的な運用方法を規定したもの。

この他、サービスの人員、設備及び運営に関する基準等について定めた条例があります。

厚生労働省から「介護保険施設等 運営指導マニュアル」が示され、今後は、運営指導において確認しないこととなる項目も生じますが、介護保険事業所として指定を受けている以上、法令等の遵守は当然の責務です。制度について自ら学んだ上で、自主点検表を活用し、サービスの質の評価を行い自ら改善を行う等、適正な運営に取り組む事業所の姿勢が求められています。

また、ケアマネジメントに関する規程や加算の算定要件について、根拠となる法令等を確認することにより、利用者およびそのご家族から信頼される業務運営にもつながります。

介護保険に関する法令等を一覧にしてご紹介しますので、今一度ご確認いただき、検索して調べる習慣づけにお役立てください。

介護保険制度法令等の階層

| 区分等 | | 地域密着型サービス | 地域密着型介護予防サービス | 介護老人福祉施設 | 介護老人保健施設 |
|-----|------------------|--|----------------------------|----------------------------|-------------------------|
| 法律 | | 介護保険法（平成9年法律第123号） （※平成26年6月25日法律第83号による改正以前の介護保険法） | | | |
| 政令 | | 介護保険法施行令（平成10年政令第412号） | | | |
| 省令 | 施行規則 | 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） | | | |
| | 「運営基準」（人員・設備・運営） | 運営基準（密着） 平成18年省令第34号 | 運営基準（密着予防） 平成18年省令第36号 | 運営基準（老福） 平成11年省令第39号 | 運営基準（老健） 平成11年省令第40号 |
| 告示 | 「算定基準」（加算等） | 報酬告示（密着） 平成18年告示第126号 | 報酬告示（密着予防） 平成18年告示第128号 | 報酬告示（施設） 平成12年告示第21号 | |
| | 厚生労働大臣が定めるもの | 報酬告示（単価・級地）平成12年告示第22号 （全部改正：平成27年告示第93号） 報酬告示（利用者基準）平成12年告示第23号 （全部改正：平成27年告示第94号） 報酬告示（基準）平成12年告示第25号 （全部改正：平成27年告示第95号） 報酬告示（施設基準）平成12年告示第26号 （全部改正：平成27年告示第96号） | | | |
| 通知 | 「運営基準」の解釈通知 | 解釈通知（密着等） 平成18年老計発第0331004号・ 老振発第0331004号・ 老老発第0331017号 | | 解釈通知（老福） 平成12年老企第43号 | 解釈通知（老健） 平成12年老企第44号 |
| | 「算定基準」の留意事項通知 | 報酬通知（密着等） 平成18年老計発第0331005号・ 老振発第0331005号・ 老老発第0331018号 | | 報酬通知（短期・施設） 平成12年老企第40号 | |

出典：七訂「介護支援専門員実務研修テキスト」（一般財団法人長寿社会開発センター）一部改編